

午前十時 零分 開会

○議長（清成宣明君） 平成十五年第三回別府市議会定例会は、成立をいたしました。
ただいまから、開会いたします。

地方自治法第二百一十一条の規定により、説明のため市長ほか関係者の出席を求めましたので、御了承願います。

次に、報告がございます。

去る七月十五日、東京都において開催されました第九十二回全国競輪主催地議会議長会定期総会に私が出席いたしました。その概要につきましては、別紙報告書をお手元に配付いたしておりますので、これにより御了承願います。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第一号により行います。

日程第一により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十一条の規定により議長において指名をいたします。

六 番 萩 野 忠 好 君

十四 番 野 田 紀 子 君

三十一番 村 田 政 弘 君

以上の三名の方々をお願いいたします

次に、日程第二により、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から九月十二日までの十二日間といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から九月十二日までの十二日間と決定いたしました。

次に日程第三により、議第五十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第二号）から、議第六十一号動産の取得についてまで、以上八件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 平成十五年第三回市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の御報告を申し上げ、あわせて今回提出した諸議案の概要について、御説明申し上げます。

まず、六月三十日には、本年度第一回目となる「別府市行政改革推進審議会」を、また八月五日には、「別府市行政改革推進本部」の会議を開催いたしました。

本市の行政改革につきましては、平成八年に「別府市行政改革大綱」を策定し、これまでの取り組みの中で一定の成果を上げることができました。しかし、少子・高齢化、国際

化、高度情報化などの社会情勢の変化や地方分権の推進など、地方公共団体を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しており、「別府市行政改革大綱」の見直しについて、「別府市行政改革推進審議会」において審議を重ねております。今後は、本年度内に新たな行政改革大綱を策定し、市民サービスの向上のための行政改革を推進してまいります。

七月十三日には、議員各位を初め多くの関係者の皆様方の御出席を賜り、別府市総合体育館（べっぷアリーナ）の落成式典をとり行いました。

この「べっぷアリーナ」は、スポーツ観光、市民の皆様様の健康増進、体力向上のための拠点施設として、さらには、災害時の備蓄倉庫としての機能をあわせ持つ施設として建設されました。開館後は、全国や九州規模の大会が開催され、利用者の皆様方から、使いやすい施設であると御好評をいただいております。

今後は、この施設の機能を十分に発揮させ、本市の体育の振興とスポーツ観光の推進を図るとともに、スポーツがつくる活力ある「人づくり、まちづくり」に努めてまいりたいと考えております。

七月十四日には、別府市観光協会内に「泉都別府まちづくり支援事業協議会」が発足をいたしました。

この協議会は、市内の各地域において、それぞれ地域の活性化に取り組んでおられる「まちづくりグループ」を支援するため組織されたものであります。「まちづくりグループ」が行う別府観光の再生に向けた事業を八月一日から公募したところ、多数の問い合わせがありました。このうち応募のあったものの中から、十月上旬には、支援を行う事業を決定する予定となっております。

この支援事業を通して、「まちづくりグループ」の活動の輪が広がり、全市的な別府観光の再生に向けた活力となることを期待しております。

さらに、市民と行政が一体となった「協働のまちづくり」を実現するため、多くの「まちづくりグループ」から成る協議会の設立準備を行っているところであります。「まちづくりグループ」のネットワーク化を図り、これらグループ相互の交流、研さんの場として、人材の育成を行い、市民の参加と総意をもって、よりよい「まちづくり」の実現に向けた取り組みを行ってまいります。

七月二十三日には、本庁舎一階に「市民ふれあい談話室」を開設いたしました。

この「市民ふれあい談話室」は、ますます多様化する市民の皆様様の御要望・御意見を今後の行政運営に反映させるために開設したもので、毎週水曜日の午前中、市民の皆様と直接対話し、これまでに三十五組の方々の提言・要望等をお聞きいたしました。さらに、今後、地区ごとに開催する「市民ふれあい懇談会」での御意見等も含め、これらを行政運営に反映させ、真に市民が望む「まちづくり」、市民一人一人が住んでよかったと実感できる「まちづくり」に努めてまいりたいと考えております。

八月四日には、中央公民館、各地区公民館における住民票の写し及び印鑑登録証明書の発行業務の運用を開始いたしました。

この業務は、情報技術を活用した市民サービスの向上の一環として実施したもので、運用開始から三週間で百四十五件の利用がありました。今後とも市民の皆様はこの業務の周知を図り、サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、市政諸般についての御報告とします。

続きまして、ただいま上程された各議案の主なものについて、その概要を御説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります。今回補正します額は、七億七千三百二十万円でありまして、これを既決予算に加えますと、四百十三億六千八百万円となります。

総務費では、基金の積立金二件を計上しております。まず一件目は、平成十四年度の決算に伴う剰余金の二分の一を別府市財政調整基金に積み立てるものであります。二件目は、今後の退職予定者の増加に伴い、後年度の事業に充てる財源への影響を緩和するため、別府市職員退職手当基金を設置し、これに積み立てるものであります。このことにつきましては、議第五十六号で、別府市職員退職手当基金条例の制定について、あわせて議案を提出いたしております。

民生費では、西部地域に、保育所を中心とした子育て支援の拠点となる複合施設を整備するため、西部地域児童福祉施設（仮称）の建設用地の取得費を計上しております。

また、別府市社会福祉協議会が進めております別府市北部コミュニティーセンター（仮称）の建設に伴う補助金を計上しております。

農林水産業費では、本市での存続を、議員各位とともに要請してまいりました「大分県水産振興祭」開催に伴う補助金の追加額を計上しております。

商工費では、市内中心部の商店街の活性化対策として、別府商工会議所が行った消費者ニーズ調査で必要とされた駐車場の確保に関し、地元商店街が購入する駐車券の費用の一部を助成するための経費を計上しております。

また、国の緊急雇用創出対策事業による補助を受け、街路灯、カーブミラーなどの設置状況の実態調査を行うための経費を計上しております。

観光費では、観光立市としてあるべき姿を検証し、本市の観光に関する将来像を描き、観光振興の実践的な施策に関する提言を得るために設置する「別府観光推進戦略会議」の運営等に要する経費を計上しております。

土木費では、大分県の施行する道路の新設及び改良並びに街路の改良に伴う負担金の追加額を計上しております。

消防費では、昨年十一月の南立石建物火災の事故調査報告書をまとめるための経費の追加額を計上しております。

災害復旧費では、台風十号等により被災した市道朝見枝郷・合棚後畑線の復旧工事費を計上しております。

教育費では、大分県の「豊かな体験活動推進事業」を受け、児童の地域間交流を助成するための経費を計上しております。

次に、予算外議案については、条例四件、その他二件を提案しておりますので、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、議第五十六号は、別府市職員退職手当基金を設置し、基金の積立金を退職手当の財源とすることに関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議第五十七号は、中小企業者に対する融資制度が整備されたことにより、別府市特別小口融資損失補償条例の制定目的が達成されたこと等に伴い、条例を廃止しようとするものであります。

また、議第五十八号は、中小企業等に働く勤労者の生活の安定を図ることを目的とする新たな貸付制度を設けることに伴い、別府市小企業振興に伴う勤労者貸付金条例を廃止しようとするものであります。

議第六十一号は、南小学校の備品として、厨房機器一式を買い入れようとする事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、提出した諸議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（清成宣明君） 次に、監査委員から、水道事業会計決算に対する審査意見の報告を求めます。

○監査委員（渡部喜代美君） 平成十四年度別府市水道事業会計決算の概要説明をさせていただきます。

ただいま上程されました議第六十号平成十四年度別府市水道事業会計の決算につきまして、地方公営企業法第三十条第二項の規定に基づき審査をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

まず財政収支の状況でございますが、収益的収支の収入は二十九億五千五百三十七万五千円に対し、支出は二十四億四千六百三十一万一千円で、これに当年度の仮払消費税二千五百四十万五千円を加え、差し引きいたしますと四億八千三百六十五万九千円が、当年度の純利益として計上されています。

次に資本的収支でございますが、企業債や工事負担金などの収入は二億五千四百三十五万三千円であり、これに対し建設改良費及び企業債償還金等の支出は九億七百六十九万五千円で、差し引き六億五千三百三十四万二千円の収入不足額となっています。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金一億五千九百七十一万円、当年度分損益勘定留保資金一億

四千七百九十七万四千元、当年度利益剰余金処分額三億二千九十二万二千元、当年度消費税及び地方消費税、資本的支出調整額二千四百七十三万六千元で補てんされております。

なお、前年度からの繰越利益剰余金はございませんので、当年度未処分利益剰余金の四億八千三百六十五万九千元は、減債積立金として三億二千九十二万二千元、建設改良積立金として一億六千二百七十三万七千元を翌年度に処分するよう予定いたしております。

次に経営内容について申し上げますと、施設の利用状況は、簡易水道事業を除く本市の一日の配水能力は九万三千百三十一立方メートル、一日の平均配水量は五万二千七百二立方メートルであり、利用率は五六・六％で、前年度と比べ一・〇ポイント下降しております。また、一日の最大配水量は六万九百二十五立方メートルで、最大稼働率は六五・四％となっており、施設能力に余裕があると言えます。

次に、給水原価は百三十八円八十三銭で、供給単価は百六十四円八十七銭となっており、前年度に比べ給水原価は一円八十六銭上がり、供給単価は二銭下がっております。

次に労働生産性については、職員一人当たりの給水量は十七万四千六百九十五立方メートルで、前年度に比べ千八百二十八立方メートル、営業収益は二千九百七十二万一千七百四十円で、前年度に比べ二十五万七千九百五十七円それぞれ減少し、給水人口は千三百二十人で、前年度に比べ一人増加しております。

以上、決算審査内容につきまして概略を申し上げましたが、水道企業の経営におかれましては、水需要の低迷に伴う営業収入の減少が続く中で、安定給水確保のため、各種建設改良事業の継続や、施設の維持管理、企業債の元利償還、さらに安全な水を供給するための水質管理体制の強化など、ますます厳しい経営状況になることが予想されます。したがって、事業運営に当たりましては、経営環境の質的变化に対応して収益率の向上に取り組むことはもちろん、ITの活用や民間委託などを積極的に導入し、事務事業の効率化を図りながら市民サービスの向上に努め、今後とも良質な水の安定供給に一段の努力を払われることを要望するものであります。

終わりに、審査に付された決算諸表は関係法令に準拠して調整され、その計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と正確に符合し、適正なものと認められたところであります。

平成十四年度決算の内容等詳細につきましては、お手元に配付いたしております「決算審査意見書」により御了承賜りたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果についての報告といたします。

○議長（清成宣明君） 以上で、各議案に対する提案理由の説明及び水道事業会計決算に対する審査意見の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期日程により全議案を考案に付したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、全議案を考案に付することに決しました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

あす九月二日は、考案のため本会議を休会とし、次の本会議は九月三日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十時十八分 散会